



## 6. UPZ圏内における対応

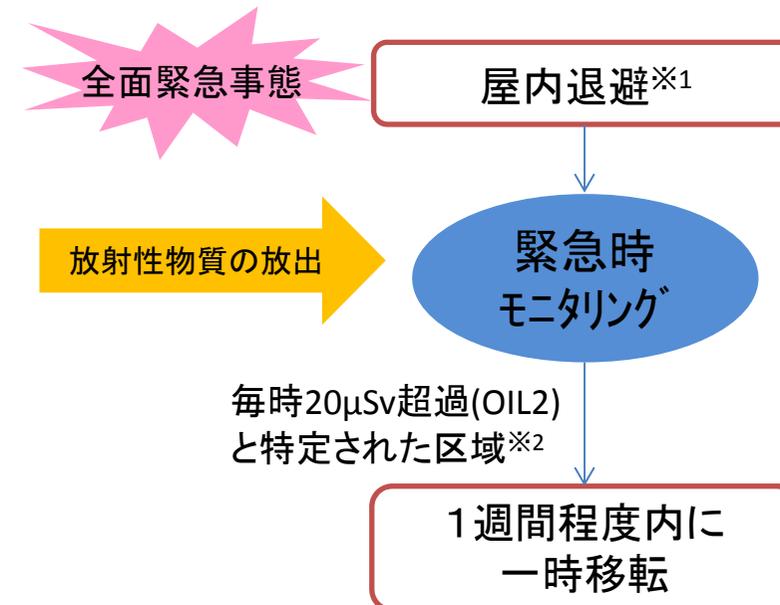
### <対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民（避難行動要支援者を含む）の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



## UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



- ※1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。
- ※2 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

# 一時移転等に備えた関係者の対応

- ▶ 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- ▶ 関係町村は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- ▶ 北海道及び北海道バス協会は、関係町村からの要請に備えて、バスの派遣準備を開始。



※ 蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町及び赤井川村は、今後地域防災計画を修正